

アスベストの除去工事等を実施される方へ

大気汚染防止法の改正により 平成26年6月1日 から
①届出義務者が 施工者⇒発注者 に変更となりました。
**②工事受注者は、事前の調査結果を発注者へ書面で説明するとともに
 その結果などを工事現場に掲示することが義務付けられました。**

＜工事実施の届出について＞

①届出の対象

平成18年10月より大気汚染防止法が改正され、**すべての建築物・工作物**に使用される吹付けアスベスト、アスベスト含有保温材等の除去工事等を実施する場合には届出が必要となりました。

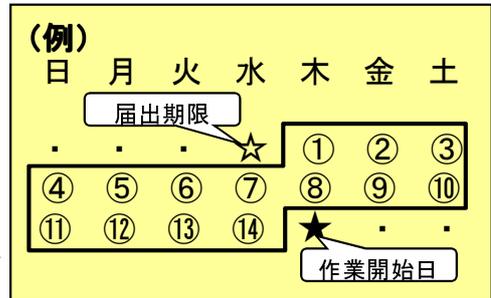
アスベスト含有建材の種類		規模要件		大気汚染防止法	環境確保条例
		延べ床面積	アスベストの使用面積	特定粉じん排出等作業の実施届出	飛散防止方法等計画の届出
飛散性 アスベスト	吹付けアスベスト	500㎡以上	区分なし	○	○
		500㎡未満	15㎡以上	○	○
	15㎡未満		○	—	
	保温材等	500㎡以上	区分なし	○	○
500㎡未満		区分なし	○	—	
非飛散性 アスベスト	成形板	区分なし		—	—

②提出部数

- 各届出書は**2部**提出してください。
- ※法律と条例の両方の届出に該当する場合の工事計画書は共用可。
- ※施工者が発注者の代理で届け出る場合は、発注者の委任状が必要になります。

③届出期日

作業開始日の**14日前**までに届け出てください。
 (注意:届出日及び作業開始日は日数に含みません)



④養生等の確認

アスベスト除去工事等の実施前・後に、区職員が隔離養生等の現場確認を行います。

★解体・改修業者へのお願い★
 工事実施にあたっては、着工前に近隣住民に対して工事内容を十分説明し、理解を得られるようお願いいたします。
 ※建築物(床面積の合計が80㎡以上)の解体工事については、『江東区建築物の解体工事の事前周知に関する指導要綱』により、標識の設置や近隣への説明等が義務付けられています。

＜相談・問い合わせ先＞

- ◆ 工事に伴うアスベスト飛散防止・届出 …… 江東区 環境保全課指導係 3647-6147
アスベスト分析調査費の助成について
- ◆ 建築紛争・解体工事の事前周知について …… 江東区 建築調整課建築紛争調整係 3647-9767
- ◆ 建築リサイクル法の届出等 …… 江東区 建築課建築係 3647-9743
- ◆ 除去工事費の融資あっせん等 …… 江東区 (住宅等)住宅課住宅指導係 3647-9473
(中小企業)経済課融資相談係 3647-2331
- ◆ 石綿障害予防規則に関する届出等 …… 亀戸労働基準監督署 3685-5121